

令和 6 年 10 月 16 日

## 入札参加資格停止措置の概要

### 1 入札参加資格停止措置業者名及び所在地

	入札参加資格停止措置業者名	所 在 地
1	株式会社水戸住宅設備機器センター	茨城県水戸市河和田町 4010

### 2 入札参加資格停止措置期間 令和 6 年 10 月 16 日から令和 6 年 12 月 15 日まで（2 カ月間）

### 3 入札参加資格停止措置の適用範囲 水戸市が発注する物品調達契約

### 4 事実概要

株式会社水戸住宅設備機器センターは、令和 6 年 10 月 2 日、本市発注の配水管布設替工事（第 15 工区）において、既設アスファルト舗装版を撤去しアスファルト殻をトラックへ積み込むため、バックホウのバケットへのアスファルト殻の投入作業を手作業で行っていた際、安全管理措置の不適切により、作業員が持っていたアスファルト殻の上に他の作業員がアスファルト殻を投入したため、バケット内のアスファルト殻との間に指を挟め、重傷を負う事故を生じさせた。

### 5 短期加重の概要

株式会社水戸住宅設備機器センターは、本市発注の公共下水道桜川処理分区枝線（3－8 工区）工事において、令和 6 年 2 月 14 日から令和 6 年 4 月 13 日まで本市から入札参加資格停止措置を受けており、当該措置満了の日から 1 年を経過しない期間であることから、水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第 79 条第 1 項の規定により、入札参加資格停止期間の短期加重措置とする。

### 6 入札参加資格停止理由

水戸市物品調達等の契約事務に関する規程第 24 条第 2 項の規定において準用する水戸市建設工事及び委託業務の契約事務に関する規程（以下「契約規程」という。）第 75 条第 1 項別表第 3 第 6 号「安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故（市発注工事等）」に該当する。

「契約規程」

措 置 要 件	期 間
別表第 3 第 6 号 イ 安全管理の措置の不適切により工事関係者に複数の負傷者を生じさせたとき、又は重傷者を生じさせたと認められるとき。	当該認定をした日から 1 カ月以上 2 カ月以内